平成２６年（フ）第７９２号
神戸市中央区熊内町２丁目４番14―306号
破産者　山本　春代
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１５号
兵庫県姫路市広畑区才1057番地１　旭マンション304
破産者　梅尾美紗子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５５号
佐賀県佐賀市木原１丁目17―１　レオパレスＣＩＲＣＬＥ101、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町237番地24
破産者　相部　博樹
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
熊本県合志市須屋630番地１　サンビレッジ長田Ｉ202号
破産者　湯地　　**透**
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
宮崎市波島２丁目20番２号　ユーミー波島101号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市共栄町14番42号　サンライズ中央公園101号
破産者　増田　　修
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
北海道岩見沢市12条西３丁目７番地
破産者　進藤　公惠
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第７６４号
仙台市泉区泉中央１丁目10番地の４　ピアチェーレ泉中央駅前205
破産者　榎本沙矢香
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
仙台市青葉区五橋１丁目４番23―602号、開始決定時の住所仙台市青葉区五橋２丁目７番９―304号
破産者　安齋　博雄
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
宮城県多賀城市桜木１丁目１番16―323号
破産者　早坂　秀一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
福島県会津若松市門田町大字御山字村下287番地の２、前住所埼玉県川口市領家３丁目11番８号
破産者　渡部　慶二
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
茨城県笠間市市野谷360番地
破産者　美笠町　要
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市津久井１丁目15番12―206号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市秋谷１丁目１番23号
破産者　中村　祐司
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市秋谷２丁目20―11―４、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12　三浦海岸ハイツ７―734
破産者　宮川　昭一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市秋谷２丁目20―11―４、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12　三浦海岸ハイツ７―734
破産者　宮川　孝二
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３０８号
金沢市松村２丁目200番地２、従前の住所金沢市金石本町ニ44番地１
破産者　麻井　献市
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６５号
山梨県甲斐市天狗沢18番地１
破産者　山下　　進
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
愛知県一宮市森本１丁目20番５号　ソシアルコート森本201号
破産者　山田　博昭
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４６号
滋賀県草津市上笠４丁目31番２号
破産者　**吉**田　　温
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部